

香南市建設工事入札参加資格審査における発注者別評価点数算定方法等要領

(趣旨)

第1 香南市が行う建設工事の競争入札参加資格審査において発注者別評価点数の評価項目、算定方法等について定める。

(評価の対象)

第2 評価の対象は、高知県内に主たる営業所を有する者とする。

(評価項目及び算定方法)

第3 発注者別評価点数は、次に掲げる評価項目について算定した点数の合計値とする。

1 技術に優れた企業に対する評価

(1) 工事成績評定（土木一式工事、建築一式工事に適用）

高知県の工事成績評定を活用する。

(2) 優良工事表彰（土木一式工事に適用）

入札参加資格審査基準日の属する年度及び前年度に高知県優良建設工事施工者表彰（土木一式工事に限る。）又は土木事務所長、林業事務所長若しくは農業振興センターが実施する優良建設工事の所長表彰（土木一式工事に限る。）を受けている場合は、件数に次の点数を乗じた値を評価点とする（上限は50点とする。）。

表彰の種類	点数
高知県知事賞	1件 25
優良賞	1件 15
所長表彰	1件 5

(3) 監理技術者数（土木一式工事に適用）

入札参加資格審査基準日において、一般財団法人建設業技術者センター（CE財団）に登録されている有効な監理技術者（土木一式工事に限る。）について、人数に1点を乗じた値を評価点とする（上限は50点とする。）。

(4) 安全対策（全業種に適用）

入札参加資格審査基準日において、建設業労働災害防止協会に加入している場合は、評価点5点とする。

(5) 建設キャリアアップシステム（全業種に適用）

次のアからイまでの合計点を加点する。

ア 入札参加資格審査基準日において、建設キャリアアップシステム（一般財団法人建設業振興基金が提供するサービスであって、当該サービス

を利用する工事現場における建設工事の施工に従事する者や建設業を営む者に関する情報を登録し、又は蓄積し、これらの情報について当該サービスを利用する者の利用に供するものをいう。以下、同じ。）の事業者登録を完了している場合は、評価点 10 点とする。

イ 入札参加資格審査基準日の属する年度の前々年度から前年度の間に発注者から直接請け負った日本国内における建設工事において、建設工事に従事する者の就業履歴を建設キャリアアップシステム上に蓄積するために必要な措置を実施した工事がある場合は、件数に 2 点を乗じた値を評価点とする（上限は 10 点とする。）。

2 経営に優れた企業に対する評価

(1) 公共工事元請完成工事高（土木一式工事に適用）

入札参加資格審査基準日の直近の 7 月末までに終了した事業年度及びその前年の事業年度に係る公共工事元請受注完成工事高（土木一式工事に限る。）の合計額を 2 で除した後、1,000 万円で除し（小数点以下切捨て）、1 点を乗じた値を評価点とする（上限は 30 点とする。）。

(2) 工事施工能力評定（土木一式工事、建築一式工事以外の工事に適用）

直近の経営事項審査の建設工事の種類別年間平均完成工事高に係る X1 評点に 0.1 を乗じた値を評価点とする（小数点以下切捨て）。ただし、年間平均完成工事高が 1,000 万円未満については対象としない。

(3) 指名停止（指名停止の原因となった業種に適用）

入札参加資格審査基準日前 2 年間（入札参加資格審査基準日の属する年度の前々年度の 10 月 1 日から審査基準日の前日まで）において、香南市指名停止等措置要綱に基づく指名停止が開始した場合は、当該指名停止期間を 1 月で除し、-10 点を乗じた値を評価点とする。なお、停止期間が 1 月未満の端数は、1 月とする。

3 社会と地域に貢献する企業に対する評価

(1) 次世代育成支援企業認証等、高知県見守り雇用主認証企業取得並びに協力雇用主としての登録及び雇用実績（全業種に適用）

次のアからカまでの合計点を加点する。なお、評価点の合計は、40 点を上限とする。

ア 入札参加資格審査基準日以前に、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）に基づく「くるみん認定」、「トライくるみん認定」又は「プラチナくるみん認定」を取得しており、かつ、入札参加資格審査基準日において、認定取消又は辞退がなされておらず厚生労働省により認定企業として認め

- られている場合は、評価点 20 点とする。
- イ 入札参加資格審査基準日以前に、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）に基づく「えるぼし認定（第 1 段階）」、「えるぼし認定（第 2 段階）」、「えるぼし認定（第 3 段階）」又は「プラチナえるぼし認定」を取得しており、かつ、入札参加資格審査基準日において、認定取消又は辞退がなされておらず厚生労働省により認定企業として認められている場合は、評価点 20 点とする。
- ウ 入札参加資格審査基準日以前に、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号）に基づく「ユースエール認定」を取得しており、かつ、入札参加資格審査基準日において、認定取消又は辞退がなされておらず厚生労働省により認定企業として認められている場合は、評価点 20 点とする。
- エ 入札参加資格審査基準日において、高知県ワークライフバランス推進企業認証制度要綱に基づく高知県ワークライフバランス推進企業認証を取得している場合は、評価点 20 点とする。
- オ 入札参加資格審査基準日において、高知県見守り雇用主認証企業制度要綱に基づく高知県見守り雇用主認証企業を取得している場合は、評価点 20 点とする。
- カ 入札参加資格審査基準日において、法務省の実施する協力雇用主制度に基づく登録がされており、かつ、入札参加資格審査基準日前 3 年間に、同制度に基づく雇用実績がある場合（ただし、雇用主側から解雇した場合を除く。）は、評価点 20 点とする。

(2) コンプライアンス研修（全業種に適用）

入札参加資格審査基準日の属する年度の前年度及び前々年度において、高知県土木政策課が実施する「事業者向けコンプライアンス研修及び働き方改革支援研修」を受講している場合は、評価点 5 点とする。

(3) 障害者雇用（土木一式工事に適用）

法定雇用率（2.5%）を超えて、又は雇用義務のない建設業者（常用雇用労働者数 40.0 人未満の建設業者）が障害者を雇用している場合は、評価点 20 点とする。

なお、当該障害者については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に基づき判断する。

(4) 災害対応協力等（アからエまでは土木一式工事に適用。オは土木一式工事及び水道施設工事に適用）

次のアからオまでの合計点を加点する。なお、評価点の合計は、40 点を上限とする。

- ア 入札参加資格審査基準日の属する年度の前々年度から前年度までの間に、高知県の要請（緊急発注依頼書）に基づいて災害時の復旧工事等に貢献した場合は、1件につき評価点4点とする（上限は20点とする。）。
- イ 入札参加資格審査基準日において、「大規模災害発生時における支援活動に関する細目協定」に基づき、一般社団法人高知県建設業協会が運営するGPS携帯による災害情報共有システムの協力企業として登録している場合は、評価点10点とする。
- ウ 入札参加資格審査基準日において、国又は市町村（消防団の事務を処理する一部事務組合等を含む。）が実施する「消防団協力事業所表示制度」の認定を受けている場合は、評価点10点とする。
- エ 入札参加資格審査基準日の属する年度の前々年度から前年度までの間に、県が発注する年間維持委託業務を履行した場合は、1件につき評価点10点とし、それぞれの年度における上限を10点とする2年間の上限は20点とする。ただし、受託金額が500万円未満については対象としない。
- オ 入札参加資格審査基準日において、香南市との間に災害時の応急対策活動協力に関する協定を締結している場合は、評価点10点とする。

(5) 県産品の使用（土木一式工事に適用）

入札参加資格審査基準日の属する年度の前々年度から前年度までの間に完成した県発注工事において、高知県内産の木材又はコンクリート二次製品を使用した場合は、工事1件につき評価点2点とし、それぞれの年度における上限を10点とする（2年間の上限は20点とする。）。

(6) 地域ボランティア（土木一式工事に適用）

入札参加資格審査基準日の属する年度の前々年度から前年度までの間に、高知県のふれあいの道づくり支援事業の支援対象者（ロードボランティア）として認定を受け、活動を行った場合は、1回の活動につき評価点1点とし、高知県の海岸緊急清掃事業参加団体（ビーチボランティア）の認定を受け、事業に参加した場合は、1回の参加につき評価点2点とし、高知県内の一級河川（指定区間）及び二級河川で河川美化活動を行う団体（リバーボランティア）の認定を受け、事業に参加した場合は、1回の活動につき評価点1点とし、それぞれの年度における上限を10点とする（2年間の上限は20点とする。）。

(7) SDGsへの取組（全業種に適用）

入札参加資格審査基準日において、こうちSDGs推進企業登録制度実施要綱に基づくこうちSDGs推進企業に登録されている場合は、評価点10点とする。

(8) BCP策定（土木一式工事に適用）

入札参加資格審査基準日において、高知県建設業BCP審査会又は四国建設業BCP等審査会により「災害時の基礎的な事業継続力を備えていると認定された建設会社」として認定された場合は、評価点10点とする。

(9) 担い手確保（土木一式工事に適用）

入札参加資格審査基準日の属する年度の前年度及び前々年度において、高知県内で実施した出前授業、現場見学会、インターンシップ事業等の建設業における担い手確保に貢献する取組を実施した場合は、評価点5点とする。

(10) 男性育休（全業種に適用）

次のアからウまでのいずれかを加点する。

ア 入札参加資格審査基準日において、高知県ワークライフバランス推進企業認証のうち、男性育休推進部門の認証を取得している場合は、評価点20点とする。

イ 入札参加資格審査基準日において、高知県ワークライフバランス推進企業認証のうち、次世代育成支援部門の認証を取得している者のうち、入札参加資格審査基準日以前5年以内に、男性の育児休業取得者（14日以上）がいる場合は、評価点10点とする（アに掲げる者を除く。）。

ウ 入札参加資格審査基準日以前5年以内に、男性の育児休業取得者（14日以上）がいる場合は、評価点5点とする（ア及びイに掲げる者を除く。）。

(11) パートナーシップ構築宣言（全業種に適用）

入札参加資格審査基準日において、パートナーシップ構築宣言を作成のうえ、公益財団法人全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに登録されている場合は、評価点10点とする。

（審査資料）

第4 発注者別評価点数の審査は、高知県建設工事入札参加資格審査における地域点数及び香南市の各種資料により確認し、自動加点とする。

附 則

（施行日）

この要領は、平成22年1月1日から施行し、平成22年度資格者名簿への登載のための資格審査から適用する。

この要領は、平成23年1月1日から施行し、平成23年度資格者名簿への登載のための資格審査から適用する。

この要領は、平成25年1月1日から施行し、平成25年度資格者名簿への登載のための資格審査から適用する。

この要領は、平成 27 年 1 月 1 日から施行し、平成 27 年度資格者名簿への登載のための資格審査から適用する。

この要領は、平成 28 年 1 月 1 日から施行し、平成 28 年度資格者名簿への登載のための資格審査から適用する。

この要領は、平成 31 年 1 月 1 日から施行し、平成 31 年度資格者名簿への登載のための資格審査から適用する。

この要領は、令和 2 年 10 月 1 日から施行し、令和 3 年度資格者名簿への登載のための資格審査から適用する。

この要領は、令和 5 年 10 月 1 日から施行し、令和 6・7 年度資格者名簿への登載のための資格審査から適用する。

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行し、令和 8・9 年度資格者名簿への登載のための資格審査から適用する。